

公園等保護育成業務共通仕様書

尼崎市都市整備局土木部公園維持課

一般事項

1. 適用範囲

(1) この仕様書は、尼崎市都市整備局土木部公園維持課が設計施工する業務に適用する。

(2) 同種類の事項について、本仕様書及び設計図書と相違ある場合には、特記事項、本仕様書、設計図書の順位に従い実施すること。
2. 法令等の遵守
及び手続きの代行

作業施行の実施にあたっては、関係する法令、条例、及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。また関係官公署への必要な届出手続きは速やかに行い、手続きに係る経費については受託者の負担とする。
3. 関係書類の提出

受託者は、業務委託に係る様式に基づき、市係員へ定められた期日までに提出し、承認を受けること。また、変更のあった場合は、速やかに同様の変更書類を提出すること。
4. 監督員の決定

委託者は、業務監督員を定め受託者に通知する。
5. 施行管理

(1) 受託者は、業務実施計画書により適正な施行管理を行うものとする。

(2) 現行の業務実施計画書に変更が生じた場合は、市の承認を受けること。
6. 作業用機械器具等

作業用の機械器具、道具類は各作業に適したものを使用すること。
7. 実施記録写真

受託者は作業毎に実施状況写真を撮影整理し、作業完了後、業務実施報告書に添付し、監督員に速やかに提出すること。なお、写真はカラーとし、作業実施前、実施中、実施後の状況をそれぞれ同じ位置、同じ方向から撮影し、写真帳（A4判）に整理すること。

8. 現場の安全

(1) 作業実施時及び作業車の乗入れ時には、来園者や歩行者等に危険のないよう十分注意を払うこと。

(2) 受託者は、業務従事者の服装、言語及び態度に十分注意し、常に研修、指導を行うよう努めなければならない。

(3) 受託者は、自己の意思にかかわらず、自己の使用人の行為については自ら行ったと同一の責めを負い、その責めを逃れることはできない。

(4) 作業施行にあたり、施設、樹木等に損傷を与えないよう十分注意し施行すること。万一損傷した場合は、速やかに受託者の負担で原形に復すること。

(5) 受託者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合、応急処置を講じると共に事故発生の原因、経過及び事故による損害の内容等について、文書により遅滞なく担当課長に報告すること。

9. 施設等の安全確認

(1) 作業実施時には施設等の安全確認を行い、各施設の破損、汚損、樹木の枝折れ等管理上危険な状態を発見した場合は、直ちにその旨を監督員に連絡すること。

<例>遊具施設 ブランコ、すべり台、鉄棒等の破損等

便益施設 便所、手洗い、散水栓等の漏水、破損及び悪質な落書き等

修景施設 樹木の傾倒木、枝幹の折れ、害虫の発生等

その他 不法投棄、不法占拠等

(2) 園内での危険な行為や第三者に迷惑のかかる行為を発見した場合は注意を呼びかけ、適正な利用状態の確保に努めること。

<例>ゴルフの練習、車両の無断乗入れ、大人の野球等

10. 作業完了

受託者は、作業完了後速やかに書類を点検整理し、所定の手続きをとること。

植込地管理

1. 高木剪定

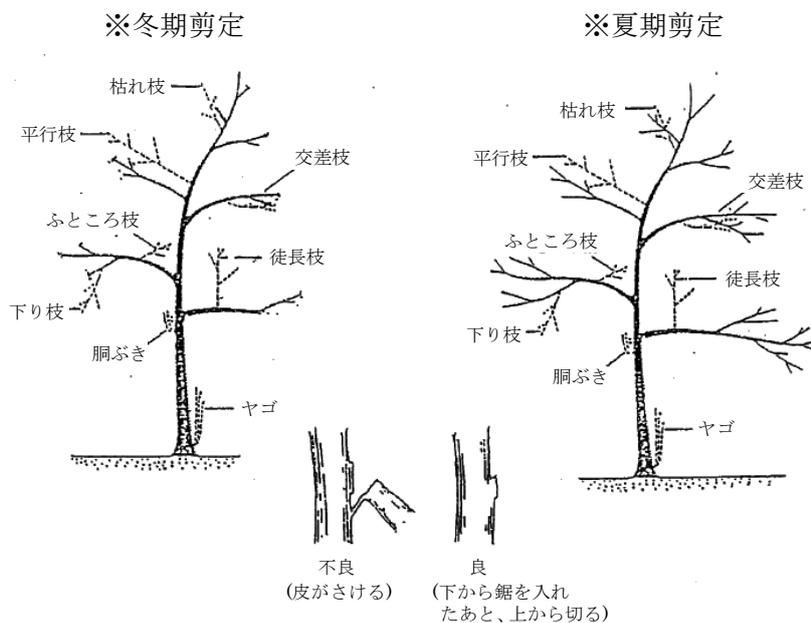
(1) 剪定の種類

<冬期剪定>① 樹形の骨格づくりを目的とし、切返し剪定等、樹形の特性に応じ適正な剪定を行う。

② 剪定時期は、11月～2月とする。

<夏期剪定>① 樹冠整正を基本とし、徒長枝の切り詰め、枝抜き等を行う。

② 剪定時期は、7月～9月とする。



<春期剪定・秋期剪定>

① 樹種の特性及び剪定趣旨に応じて実施する

剪定で、各業務の工程に基づき、監督員と協議の上行う。

② 剪定時期は、春期3月～5月、秋期10月～

11月とする。

(2) 剪定方法

① 枝抜き、弱小枝、病虫害のひどい枝、民家、電線等への障害枝、危険枝、下枝、及び樹冠、樹形に不要な枝等を除去する。

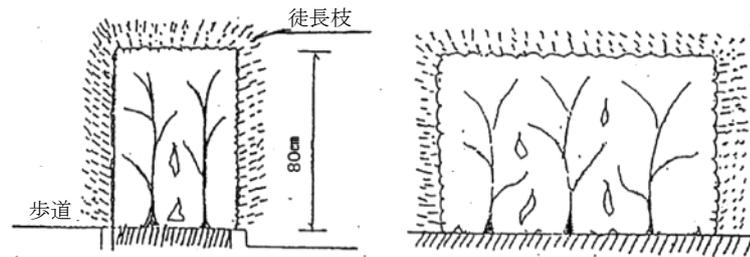
② 太枝の剪定は、切断箇所の表皮がはがれないように切返しを行い切除する。

2. 中木剪定

樹木の特性に応じて、中透かし、徒長枝の切り詰めを行う。その他は高木剪定に準ずる。

3. 生垣剪定

- (1) 監督員の指示する高さに徒長枝等を剪定する、刈込みし、両面、天端をそろえる。
- (2) 道路植樹帯については、原則として剪定高を 0.8m 以下とする、ただし、監督員が別途指示した場合はその指示に従うこと。
- (3) 枝葉の疎な部分は、必要に応じて棕欄縄により枝の誘因を行う。



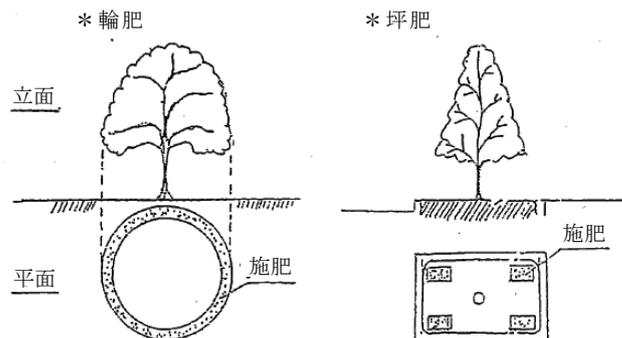
4. 低木・玉物

- (1) 低木は監督員の指示する高さに徒長枝等を剪定、刈込みし、両面、天端をそろえて刈込む。
- (2) 玉物は、枝の密生した箇所は、中透かしを行い、樹冠の小枝を輪郭状に刈込む。
- (3) 大刈込みは、原形を十分考慮し刈込む。また植込み内に入って作業する場合は小枝の損傷に十分注意し実施する。

5. 樹木施肥

施肥時期は 12 月～2 月を標準とする。

- <高木施肥> ① 樹木主幹を中心に、枝張り外周線下に深さ 20 cm 以上の縦穴を掘り、所定の量を施肥後、肥料が表面に出ないように覆土する。
- ② 植樹施肥の場合は、四隅に深さ 20 cm 以上の縦穴を掘り、所定の量を施肥後、肥料が表面に出ないように覆土する。



<生垣施肥>① 生垣の両側に平行に深さ 20 c m以上の溝を掘り、所定の量を施肥後、肥料が表面に出ないように覆土する。

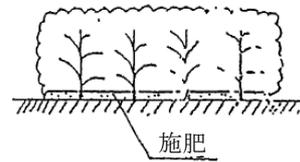
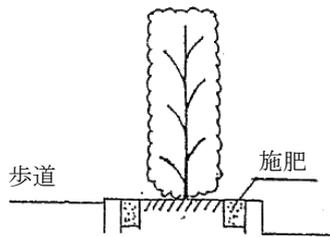
② 溝の位置は、細根の外側とする。

<低木施肥>① 単植にあつては輪肥とし、その方法は高木に準ずる。

② 群植にあつては、植込地内に均一に所定の量を施肥後、軽く中耕する。

*生垣施肥

*低木施肥



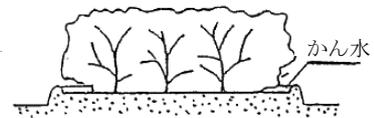
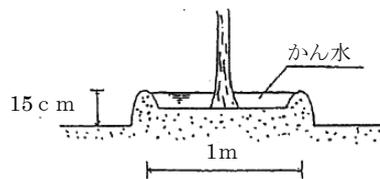
6. 樹木かん水

(1) 高木の根元の周囲に、根元直径の 4 倍前後を直径として深さ 15 c m以上の水鉢を作り、鉢一杯に水を溜め、一度水がしみ込んだ後、もう一度鉢一杯に水を溜めること。

(2) 低木の単植の場合は、高木に準ずる。群植の場合は、周辺に 10 c m内外の土手を作った後、高木に準ずる。

*高木かん水

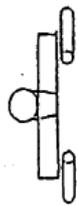
*低木かん水



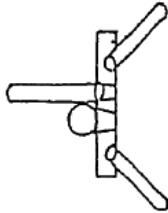
7. 支柱整備

(1) 既存の支柱取替は、樹木を傷めないよう根元から完全に引き抜く。新たに取り付ける場合は、県土木工事共通仕様書に準じて行い、詳細は公園施設構造物標準図集を参照のこと。

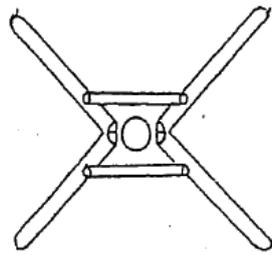
(2) 棕欄縄結束は、樹幹に緊密に杉皮を巻いた後、棕欄縄で結束する。施行については、県土木工事共通仕様書に準じて行う。



二脚鳥居型支柱



三脚鳥居型支柱



四脚合掌型支柱

8. 枯損木処理

- (1) 切除はできるだけ地際部分より下部で行う。
- (2) 枯損木の処理にあたっては、周辺樹木、施設、公園利用者、通行人等に危害や損傷を与えないよう充分注意して行う。

9. 薬剤散布 害虫防除

- (1) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法で定める農薬安全使用基準に基づき行う。
- (2) 散布量は指定の農薬等を指定の濃度に希釈し、よく攪拌した後、均一に散布する。
- (3) 天候に充分注意し、雨天時や強風時には散布しない。
- (4) 害虫防除の場合は、幹や枝及び葉の裏表に葉液が付着するよう樹木全体に均一に散布する。
- (5) 来園者、通行人及び洗濯物や動植物等に薬液がかからないよう細心の注意を払って散布する。

花壇管理

1. 花苗

発育良好で病害虫におかされていることなく、細根が多く整った形姿で、よく分けつし、蕾が多いポット植えのものを使用する。

2. 地ごしらえ

- (1) 古株、雑草は根から掘り起こし、土をよく払い、処分する。
- (2) 床土を深さ 30 cm 以上掘り、反転し、瓦礫、ゴミ及び根切り虫等の害虫を取除く。
- (3) 指定の土壌改良材や緩効性肥料等を用い、指定量を花壇面に均一に散布し、よく床土と中耕、攪拌し、敷均する。
- (4) 雨天の場合は中止する。

3. 植え付け
- (1) ポットから花苗を抜き取った後は、根が乾燥したり、傷んだりしないように直ちにかつ丁寧に植え付ける。
 - (2) 花苗が傾いたり、根が浮き上がったりしないように植え付ける。
 - (3) 植え付け後、必ずジョロなどでシャワー状にたっぷりとかん水する。
4. かん水
- 必ずジョロなどでシャワー状にたっぷりとかん水する。

芝生管理

1. 刈取り
- (1) 刈取りは、芝生内にある樹木、施設等に損傷を与えないよう注意し、縁切り、刈りむら、刈り残しのないよう均一に行う。
 - (2) 刈取り高は、2～3cmを標準とする。
 - (3) 刈取り後は、刈取った葉茎を残らず取り除いて処分する。
2. 施肥
- 指定の肥料を用い、指定量を芝生地に均一に散布する。
3. 目土
- (1) 植物の根やガレキ等の異物が混入していない川砂を使用する。
 - (2) 芝生地の凹凸をなくし、均一に散布する。

清掃・除草

1. 清掃
- (1) 対象区域内の紙くず、空き缶等のゴミは残らず取り除き、低木内のゴミ収集にあたっては、樹木を傷めないよう注意して行う。
 - (2) 噴水、池は水を抜き、ゴミ等を除去し、側壁、床面等の洗浄を行い、付着している藻等を完全に除去した後、水をはる。
 - (3) 便槽は、槽内の汚水、汚物等を除去し、槽内を洗浄する。
 - (4) 集水桝、管渠、側溝は、内部のたまり水、ゴミ等を除去する。
 - (5) 上記(1)～(4)までの清掃によって発生したゴミ、汚物等は監督員の指示により処理する。

2. 除草
- (1) 手取り除草 雑草は根から丁寧に抜き取り、土をよく払い、処分する。
 - (2) 手刈り除草 樹木、施設等を損傷しないよう均一に地際より刈り込み、刈った葉は残らず処分する。
 - (3) 機械刈り除草 刈った葉や茎及び小石や砂が付近に飛び散るので、ガードする他安全対策を万全に行うこと。その他は手刈り除草に準じる。

剪定枝・枯損木・草等処理

- (1) 剪定枝、枯損木、草等の最終処分地は尼崎市クリーンセンターとする。
- (2) 剪定枝等は 50 c m以内に切断し、太い幹は 10 c mに輪切りすること。

設備管理

- 1. 適用範囲 噴水（流れ、滝、池を含む）、時計、放送塔の点検整備に適用する
- 2. 点検項目
 - (1) 噴水
 - ① 水中モーターポンプ、槽等の清掃及び点検
 - ② 噴水ノズルの点検整備
 - ③ 付属消耗品等の交換
 - ④ 電気回路の点検整備

※尼崎市自家用電気工作物保安規定参照
第 12 条、13 条
 - (2) 時計
 - ① 時差修正（タイマー調整含む）
 - ② 電気回路等の点検調整
 - ③ 付属消耗品等の交換
（電池、蛍光灯、自動点滅器等）
 - (3) 放送塔
 - ① 電気回路等の点検調整
 - ② 増幅器の機能を点検
 - ③ 音響効果を妨げる障害物の有無
- 3. 点検報告等
 - (1) 報告書 市が指定した報告書により、点検完了後速やかに提出すること。

- (2) 薬品等 使用薬品等については、毎月ごとに品名、数量等必要事項を報告すること。
- (3) 台帳等 施設管理機器の管理台帳を作成し、点検状況、点検整備等その他必要事項を記録すること。

以 上